

## 年金・国保



### 国民年金収納業務の民間委託について

日本年金機構では、国民年金保険料収納業務の一部を民間委託業者に委託し、低コストでより良いサービスの提供を目指しています。

委託事業者より電話・文書・戸別訪問により納付のご案内をさせていただく場合があります。

#### 【受託事業者】

(株)アイ・シー・アール  
フリーダイヤル

TEL 0800(777)0075

#### 問 大田原年金事務所

TEL (22) 6311

国保年金課 A1階

TEL (23) 8928

## くらし



### 6月の第2週は「危険物安全週間」です

#### ● 推進標語

『危険物 読みはまっすぐ  
ゼロ災害』

● 実施期間：6月8日(日)～6月14日(土)

#### ● 重点実施項目

▼危険物施設における保安体制の整備促進

▼危険物に関する知識の啓発普及

※危険物安全週間中、大田原危険物保安協会主催による、消火競技会が開催されます。

● 日時：6月12日(木)午前9時30分～11時45分

● 会場：蛇尾川緑地公園

問 大田原地区広域消防組合  
予防課

TEL (22) 3016(直通)

### 道路上に張り出している 樹木伐採のお願い

市では、私有地から道路に樹木や枝が張り出している場合、所有者に伐採またはせん定をお願いしています。

● 次のような状況が見られる土地の所有者は樹木の伐採またはせん定をお願いします。

▼道路、歩道へ樹木が張り出している。

▼枯れ木、折れ枝などによる通行への障害・おそれがある。

▼竹木の繁茂による通行への障害・おそれがある。

▼建築限界を侵す場合。  
※倒木や道路上に張り出した

枝の落下・落雪により、通行中の車両などが損傷する事故が発生した場合には、樹木の所有者が賠償責任を問われる場合があります。

#### ● 作業時の注意事項

▼電線や電話線がある場所での作業は、危険を伴いますので事前に最寄りの東京電力やNTTに連絡してください。

▼周囲の安全確保と、転落などにご注意ください。

問 道路維持課 B2階

TEL (23) 8717

### 大田原市消防団消防操法競 技会開催

市消防団では、消防団員の消防機器の取り扱い並びに操法の基本訓練の習熟の成果を発表するとともに、消防技術の向上と士気の高揚を図り、もって火災防衛の万全を期することを目的として、次のとおり実施されます。

● 日時：6月8日(日)午前8時～

● 場所：市野沢小学校

問 大田原地区広域消防組合  
消防本部総務課

TEL (22) 3004

### 日ごろから 災害に備えましょう！

#### ● ご家庭でも備蓄をお願いします

地震などの大規模な災害が発生したときには、食料供給の減少が予想されるほか、食料品の需要が一時的に集中し、一部の食料品が品薄または売り切れ状態になるおそれがあります。

ご家庭でも、最低でも3日間、できれば1週間分の食料品の備蓄に取り組みをお願いします。

#### ● 「大田原市安全安心メール」の登録をしましょう！

皆さんが安全で安心な生活を送るための情報提供として、「大田原市安全安心メール」を配信しています。

##### ○ 情報を受信するには？

- ・携帯電話やパソコンから✉mail@ohtawara-anken.jpに空メールを送ると自動登録されます。(登録完了メールは配信しません。)
- ・右のQRコードをバーコードリーダーで読み取れば、さらに簡単に登録できます。



##### ○ どんな情報がわかるの？

- ・震度4以上の地震情報 ・ダム放流などの河川情報
- ・大雨洪水警報などの気象警報、土砂災害警戒情報
- ・子どもを守るための不審者情報
- ・子どもや高齢者などの所在不明事案に伴う協力依頼
- ・振り込め詐欺や車上狙いなど犯罪発生情報
- ・ひき逃げや大規模交通事故などの交通情報
- ・その他、市から皆さんに知ってほしい情報

##### ○ お金はかかるの？

情報提供料は「無料」ですが、空メール送信時や情報受信時のパケット代金がかかります。

(1件につき1～2円程度)

問 危機管理課 東2階 TEL (23) 1115

## 行政書士 橋本恭子事務所

相続・遺言・建設業  
パスポート申請代行  
古物商許可申請



相談料無料 お気軽にお問合せください

☎ 0287-47-4119

大田原市浅香 3-2-13 グリーンハイツ 101

**A** 仮設庁舎A棟「政策・せいかつ館」 **B** 仮設庁舎B棟「税・まちづくり館」 **東** 東別館「安心・しあわせ館」

**男女共同参画週間**  
6月23日(月)～29日(日)

男性と女性が、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現のためには一人ひとりの取り組みが必要です。

皆さんで『市民一人ひとりが主役となる住みよい街おおたわら』を目指しましょう。

●男女共同参画地域推進員の募集：県では、男女共同参画の推進を図るため、地域で普及啓発などを行う「栃木県男女共同参画地域推進員」を委嘱しています。

「男女共同参画社会」の実現のため、地域で活動してみませんか。

問 政策推進課 **A** 2階  
TEL (23) 8715

**広域クリーンセンター  
大田原リサイクル品展示  
販売会**

搬入された粗大ごみを再生し、皆さまに提供します。

●展示期間(申込期間)：6月23日(月)～7月4日(金) 午前8時30分～午後5時15分 (土・日は除く)

●展示場所：広域クリーンセンター大田原プラザ棟1階  
●申込資格：市内または那須町在住の18歳以上の方

●申込限度点数：1家族4点まで。申し込み多数の場合は抽選。代理は不可。

●抽選日時：平成26年7月9日(水)午前10時～

※当選者には、はがきで連絡します。

問 申請 広域クリーンセンター大田原 TEL (20) 2270  
問 生活環境課 **A** 1階  
TEL (23) 8706

**働く人の  
メンタルヘルス相談**

●内容：職場でのストレスやメンタルヘルス不調を抱えている方やご家族、上司・同僚の方からの相談に、産業カウンセラーが応じます。

●相談形態：面談または電話相談

※要予約。予約受付は、平日午前8時30分～午後5時15分です。相談希望日の3日前までに左記へ申し込み。

●相談日：毎月第3水曜日 午後1時30分～4時30分 ※相談日は変更になることがあります。

問 大田原労政事務所 (中央1-9-9 栃木県 庁那須庁舎1階) TEL (22) 4158

**屋外活動の際はマダニに  
注意しましょう**

マダニ媒介性の感染症の原因となるウイルスを保有するマダニの生息が県内で確認されました。(患者発生報告はありません)

感染防止には、マダニに咬まれないことが重要です。

①草むらや藪など、マダニが多く生息する場所に入る場合には、肌の露出を少なくしましょう。



②肌が出る部分には防虫スプレーが効果的です。

③屋外活動後はマダニに刺さっていないか確認しましょう。

④吸血中のマダニに気が付いた際には、皮膚科などの医療機関で受診しましょう。

※無理に引き抜こうとするとマダニの一部が皮膚内に残ってしまうことがあります。

⑤マダニに咬まれた後に、発熱などの症状がある場合は、医療機関で受診しましょう。 ※マダニと、家庭内に生息するダニとは種類が異なります。

問 健康政策課 **東** 1階 TEL (23) 8975

不要登録品情報(平成26年3月28日)

暮らし情報館情報

ゆずりたい	ゆずってほしい
<p>■お子さん向け スキーウェア・学習机・バスケットボール・子供用スーツ(120cm)・子供用ベンチコート・ベビーベット・ベビーバス・ベビーラック・ベビー用椅子・抱っこ紐・ベビー用バスチェア・ベビージム・ベビーカー</p> <p>■家具など スピーカー2台・エレクトーン・パイプベッド・ミニ食器棚・電動ベッド・ベッド</p> <p>■その他 ケース入り人形・弓道用具(弓・矢・手袋)・兜飾り・ゴルフクラブ一式</p>	<p>■お子さん向け 子供用補助輪付自転車(男子用・女子用)・子供用プランコ・ベビーカー(一人用・双子用)・二段ベッド・ベビーゲート・中学生男子用制服(170cm)・男子用私服(170cm)・なでしこ幼稚園制服等一式(100～120cm)・大田原中学校女子用制服2着(160cm)・大田原中学校女子用運動着一式(160cm)・ジャージ(100～110cm)・男子用スーツ(120cm)・チャイルドシート・大田原中学校体操着(150cm)</p> <p>■家具など ミシン・足踏みミシン・サイドボード</p> <p>■その他 人台・フラダンス用洋服・車椅子・ベンチコート・自転車・かなめ焼き・バスケットボール用ポータブルゴール</p>

※有料希望は受け付けできません。

開館日：6月19日(木)・25日(水)・27日(金)  
7月3日(木)・6日(日)・9日(水)・12日(土)  
時間：午前10時～午後3時

問 暮らし情報館(大田原くらしの会) 【中央1-2-14(あらまち蔵屋敷内)】 TEL (47) 7379

消費生活センター情報

■投資用マンションの勧誘電話にご用心

Q：勤務先に「いつも部長にお世話になっております」と電話があり、会社関係と思えばいいから、値上り確実、資産運用にと投資マンションの購入をしつこく勧められた。きつぱり断ったが「話も聞かず断るのか」と怒鳴られた。勤務中で、早く電話を切りたくて後日会う約束をしてしまった。どう対処したらよいか？

A：マンション販売の場合、宅建業法では勧誘に先立ち事業者名、勧誘者の氏名、勧誘目的である旨を告げる事になっています。また、断った後に継続して勧誘する事を禁止しています。加えて恐怖心をあおるような言葉で威圧してきた場合、当該業者の免許行政庁に申立てる事もできます。同じ事業者から同様の勧誘電話がある場合は、正式な社名、担当者名を聞き「マンションを購入する意思がないので、もう二度と電話してこないで下さい」とはっきりと断りましょう。困ったとき、迷ったときには、お気軽に消費生活センターへご相談ください。

問 大田原市消費生活センター【住吉町1-9-37】 TEL (23) 6236 9:00～12:00、13:00～16:00(土・日・祝日を除く)